

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【英訳名】	Japan Investment Adviser Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階
【電話番号】	03-6804-6805
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 武内 健治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階
【電話番号】	03-6550-9307
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 武内 健治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,425,840,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,557,200株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書に記載する自己株式処分及び新株式発行による第三者割当(以下「本第三者割当」といい、特に自己株式処分に係る第三者割当を「本自己株式処分による第三者割当」といいます。)は、2026年5月22日付の取締役会決議によります。
2. 本自己株式処分による第三者割当は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われる予定であり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 当社と割当予定先である双日株式会社(以下「割当予定先」又は「双日」といいます。)は、2026年5月22日付で出資契約及び業務提携契約(以下総称して「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に係る資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。)を締結しています。また、双日は、2026年6月8日付で当社の代表取締役である白岩直人氏(以下「白岩氏」といいます。)から当社普通株式を取得する(以下「本売出し」といいます。)予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	1,080,000株	2,376,000,000	1,188,000,000
	自己株式の処分	477,200株	1,049,840,000	-
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		1,557,200株	3,425,840,000	1,188,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、1,188,000,000円です。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,200	1,100	100株	2026年6月8日(月)	-	2026年6月8日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。なお、本自己株式処分による第三者割当に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で、株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 財務部	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー18階

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,425,840,000	22,000,000	3,403,840,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、登記手数料及びその他の関連費用の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,403百万円については、下記の資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	予定金額(百万円)	支出予定時期
当社の子会社であるJリースプロダクツ&サービスズ株式会社に対する貸付金	3,403	2026年6月~2026年12月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

上記の資金使途の詳細については、以下のとおりです。

オペレーティング・リース事業を担う子会社であるJリースプロダクツ&サービスズ株式会社(以下「JLPS」といいます。)におけるオペレーティング・リース商品に係る匿名組合出資を目的として、JLPSに対する短期貸付金に充当する予定であります。

オペレーティング・リース事業においては、主に航空機、海上輸送用コンテナ及び船舶を対象とするオペレーティング・リース商品を当社の子会社であるJLPSが組成し、これらのリース物件を、国内外に所在する賃借人(レシー)に対してリースしております。オペレーティング・リース商品の組成にあたっては、匿名組合出資金の一部を借入金及びJLPSの自己資金により賄っており、JLPSは取得した匿名組合出資持分を一定期間経過後に投資家に販売(地位譲渡)することにより充当した資金を回収しています。

当社グループはJLPSにおいてオペレーティング・リース商品の組成を増やし、投資家への販売を拡大すべく、SPCにおけるリース物件の取得数の増加に取り組んでおります。今般の調達資金をJLPSに対して貸付し、JLPSにおいては当該資金をオペレーティング・リース商品組成時の匿名組合出資持分の取得資金に充当することで、オペレーティング・リース商品の組成及び販売機会の増加に繋げることを企図するものです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

白岩氏は、本売出しに関して、双日との間で、白岩氏が保有する当社普通株式10,434,200株(2025年12月31日現在の発行済株式総数61,022,353株に対する所有割合17.10%)を、双日に対し市場外の相対取引により譲渡する旨の株式譲渡契約を2026年5月22日付で締結しております。

なお、本売出しが実行された場合、双日が保有することとなる当社普通株式の数は、本日現時点で保有している400,000株と本第三者割当により当社が割り当てる予定の1,557,200株とをあわせて12,391,400株(議決権数123,914個)となります。これは、当社の2025年12月31日現在の発行済株式総数61,022,353株に対する所有割合20.31%にあたり、双日は、当社の主要株主に該当する見込みです。また、白岩氏は当社の主要株主に該当しなくなる見込みです。

(本売出しの概要)

売出株式の種類及び数	当社普通株式10,434,200株
売出価格	1株につき2,200円
売出価額の総額	22,955,240,000円
売出株式の所有者及び売出株式数	白岩 直人10,434,200株
売出方法	双日に対する当社普通株式の譲渡
申込期間	2026年5月22日
受渡期間	2026年6月8日
その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 売出価格は、当事者間の協議において決定されております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a.	割当予定先の概要	名称	双日株式会社
		本店の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
		直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第22期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月16日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第23期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月11日 関東財務局長に提出
b.	提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は当社株式を0.66%保有しております。
		人事関係	該当なし
		資金関係	該当なし
		技術関係	該当なし
		取引関係	該当なし

(注) 「割当予定先の概要」及び「提出者と割当予定先との関係」は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社はこれまで、オペレーティング・リース事業や環境エネルギー事業等における金融商品の組成ノウハウを主な強みとして事業を拡大してまいりました。今後、次なる成長を進めていくには、案件発掘や運営、エグジティブに至るバリューチェーンの強化が不可欠であると考えております。こうした中、国内外に広範なネットワークを有する割当予定先と協議を重ねた結果、より強固な戦略的パートナーシップを構築することが最善であると判断し、割当予定先との間で当社のコア事業における本資本業務提携を行うことを決定しました。

本資本業務提携においては、当社のコア事業のうち、両社の経営資源が最も高く相乗効果を発揮しうる、オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業、不動産事業を中心に業務連携を推進してまいります。具体的には、当社が強みとする金融商品の組成ノウハウと、割当予定先の広範な情報網や現物取引における多面的な知見を融合させることで、ビジネス機会の拡充に加え、当社が組成する金融商品の付加価値向上を図ってまいります。

また、本資本業務提携においては、本第三者割当に加え、本売出しを組み合わせることといたしました。これは、割当予定先が当社を持分法適用関連会社として中長期的かつ強固な業務連携を行うに足る議決権比率を確保しつつ、新株発行のみによる既存株式の希薄化を抑制し、既存株主の皆様の利益に配慮した資本政策を採用したものであります。

このような強固な資本関係を基盤として、人的交流を含むガバナンス体制の高度化を図ることは、当社の経営基盤を盤石なものとし、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

2. 業務提携の内容

両社は下記のとおり協業することに合意しており、協業体制の構築を進めてまいります。

航空機オペレーティング・リース領域における、両社が強みとする案件ソーシング力、商品開発力、案件組成力、販売力等の相互補完によるビジネス機会の拡大と収益性の向上を目的とした提携・協働内容の検討

不動産・環境エネルギー・インフラ事業領域における、JIAの商品組成力、販売力と双日のネットワーク、案件開発力を掛け合わせることにによるビジネス機会の拡大と収益性の向上を目的とした提携・協働内容の検討

3. 本資本業務提携に関する合意事項

当社及び双日は、本資本業務提携契約において、以下の事項について合意しています。

取締役推薦・オブザーバー派遣

双日は、双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中、当社と協議の上で、当社の各株主総会において取締役候補者1名を推薦することができるものとし、当社は当該候補者が適任であると合理的に判断した場合には、当該候補者に係る取締役選任議案を株主総会に上程しなければなりません。また、同期間において、双日が推薦した当社取締役が存在しない場合には、双日は、当社の取締役会にオブザーバー1名を派遣することができます。

当該合意は、双日が推薦する取締役を通じて、双日の広範な情報網を活用したビジネス機会の拡充等を図ることを目的とするものですが、当社が当該候補者を適任であると合理的に判断した場合にのみ、その選任議案が当社の定時株主総会に付議される予定であるため、当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

事前承諾事項

双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中、当社が以下の事項又はこれに準ずる行為の決定又は実施を行う場合には、双日の事前の書面による承諾を得なければなりません。もっとも、金額基準により規模が大きいものに限定されており、また、当社のオペレーティング・リース事業に関する事項その他の当社の事業遂行の妨げになるような事項も原則として適用除外とされているため、当社のガバナンスへの影響は大きくないと考えております。

- (a) 100億円を超える額の借入又は社債に係る一定の保証又は担保の提供
- (b) 合併、分割対象事業に係る純資産の額が100億円を超える会社分割、譲渡又は譲受け対象事業に係る純資産の額が100億円を超える事業の譲渡又は譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の組織再編行為
- (c) 売却価格等が100億円を超える保有株式又は保有持分の一定の譲渡その他の処分
- (d) 取得価額が100億円を超える第三者の株式又は持分の一定の取得
- (e) 対象事業に係る純資産の額が、100億円を超える事業の全部又は一部の廃止
- (f) 100億円を超える額の第三者に対する一定の新たな貸付又は出資

優先引受権

双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中、当社が一定の株式発行等を行う場合、双日は、その出資比率に応じて、その一部を優先的に引き受ける権利を有します。

保有割合制限

双日は、双日が単独で又は共同保有者とともに直接又は間接的に保有する当社の株式に係る議決権数の当社の総議決権数に対する比率が三分の一を超えることとなる行為を行う場合、当社の事前の書面による承諾を得なければなりません。これは、当社の発行している無担保社債の期限前償還事由に該当することを避けること等を目的としています。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,557,200株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当の実施後は、本第三者割当及び本売出しに係る株式について、本資本業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、中長期的な保有の意向がある旨聴取しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由及び譲渡の方法等を、当社に書面により報告すること、当社が当該譲渡の内容を東京証券取引所に書面により報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第22期有価証券報告書(自2024年4月1日至2025年3月31日)及び第23期半期報告書(自2025年4月1日至2025年9月30日)に記載の売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2025年12月22日)に記載されている「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応することを基本方針としております。」旨記載しております。さらに当社は、当社の従業員と割当予定先の従業員との間で2026年3月から行われた面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先及び同社の役員が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における払込金額は、当社の株価推移、市場動向等を勘案し、また割当予定先との交渉の結果、本第三者割当に関する取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である2026年5月21日までの直前1ヶ月間の終値の平均値(小数点以下を四捨五入)としつつ、例外的に、当該1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値が本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の90%を乗じた価額(円未満切上げ)を下回る場合には、既存株主の皆様の利益保護の観点から、当該終値に90%を乗じた価額(円未満切上げ)とし、さらに、当該価額が2,200円を下回る場合には2,200円を本第三者割当における払込金額とすることとしておりました。かかる点を踏まえ、当社は、本取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値が2,062円、本取締役会決議日の直前営業日の終値に90%を乗じた価額が1,849円であったことから、本第三者割当における払込金額を2,200円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値を勘案したのは、割当予定先との協議内容も踏まえて、中東情勢の緊迫化等の突発的な外部環境の変化に伴う近時の株式市場のボラティリティも鑑みると、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の終値の平均値という平準化された算定基準を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性が高く、かつ合理性があると判断したためであります。また、下限価格を2,200円と設定した理由は、割当予定先との協議内容も踏まえて、本資本業務提携によるシナジー効果を通じた当社の更なる企業価値向上を勘案した価格として適切であると判断したためであります。当該払込金額2,200円は、本取締役会決議日の直前営業日の終値に対し7.11%のプレミアム、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値(小数点以下を四捨五入。以下、他の価値算出計算においても同様)に対し6.69%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間の終値の平均値に対し9.89%のプレミアム、本取締役会決議日の直前6ヶ月間の終値の平均値に対し5.47%のプレミアムとなります。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本第三者割当における払込金額は当該指針を勘案したものであり、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、上記発行価格について、当社監査等委員会(3名全員が社外取締役)から、上記算定根拠による発行価格の決定方法は適正かつ妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案したものであり、特に有利な発行価格には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる株式数は、合計で当社普通株式1,557,200株(議決権数15,572個)であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式数61,022,353株に対する割合は2.55%(2025年12月31日現在の総議決権数605,083個に対する割合は2.57%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件の割当予定先への本第三者割当及びそれに基づく本資本業務提携は当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社こうどうホールディングス	東京都世田谷区成城2丁目21番4	21,678,200	35.83%	21,678,200	34.93%
双日株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	400,000	0.66%	12,391,400	19.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	3,702,700	6.12%	3,702,700	5.97%
石川 禎二	東京都港区	630,000	1.04%	630,000	1.02%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	584,700	0.97%	584,700	0.94%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	577,174	0.95%	577,174	0.93%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12	6,479,900	10.71%	479,900	0.77%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	381,400	0.63%	381,400	0.61%
井上 泰輔	兵庫県伊丹市	377,200	0.62%	377,200	0.61%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098	337,700	0.56%	337,700	0.54%
計	-	35,148,974	58.09%	41,140,374	66.29%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準としております。

- 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当により割り当てられる当社普通株式の数及び当該株式に係る議決権数を加算した数に基づき算出した数値であります。
- 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
- 双日は、本日付で白岩氏との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2026年6月8日付で白岩氏から市場外での相対取引により当社普通株式10,434,200株を取得する予定です。したがって、双日の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本第三者割当により双日に割り当てられる当社普通株式1,557,200株(議決権数15,572個)に加えて、当該譲渡による取得する予定の株式数を加算して算出しております。また、2025年12月31日時点の株主名簿に基づく、白岩氏は当社普通株式4,434,200株(総議決権数に対する所有議決権数の割合7.33%)を保有しておりましたが、当該譲渡の結果、白岩氏は議決権を有さないこととなる予定です。
- 白岩氏が2026年5月12日に提出した大量保有報告書(変更報告書)によれば、白岩氏は、三井住友信託銀行株式会社を受託者として設定していた当社普通株式6,000,000株に係る有価証券信託及び当該信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社が株式会社日本カストディ銀行に対して当社普通株式6,000,000株を貸し出すことを内容とする消費貸借契約を、それぞれ2026年4月30日に終了又は解約しております。したがって、日本カストディ銀行(信託口)の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当該消費貸借契約の終了後の株式数を反映して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月18日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年5月22日)までに、以下の臨時報告書を提出しています。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月27日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2026年5月12日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づく臨時報告書を2026年5月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年5月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年5月22日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 本店
(東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館21階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。